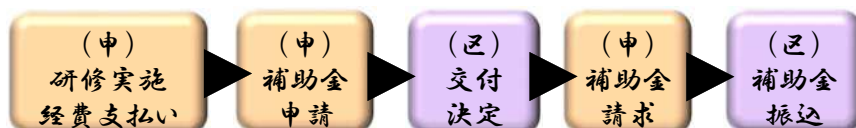


企業の更なる成長及び中核となる人材の育成を支援するため、研修に参加及び外部講師を招いて開催する研修の経費の一部を補助します。

補 助 対 象 者	① 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（以下単に「中小企業者」という。）であること。 ② 中小企業者が、法人である場合は区内に本社又は主たる事業所を有し、個人事業者の場合は区内に住民登録又は事業所があること。 ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う団体ではないこと。 ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、金融・貸金業その他区長が補助金の交付対象として社会通念上適切ではないと認めるものでないこと。 ⑤ 原則として、区内において引き続き1年以上事業を営んでいること。 ⑥ 法人住民税（個人事業者にあつては特別区民税又は市町村民税）を滞納していないこと。
補 助 要 件	① 年度内に従業員（経営者は対象外）が研修等に参加または従業員向けの研修等を実施し、経費の支出を行うこと。 ② 研修等を受講する目的が、企業の更なる成長及び人材の育成やスキルの向上に繋がる内容であること。（新入社員向けの基礎的な研修、英会話等の語学研修、運転免許講習等は含まれません。） ③ 同一の研修を対象として、北区産業振興課以外から経費の補助を受けていない、または交付決定を受けていないこと。
補 助 対 象 経 費	① 受講料 ② 実習料 ③ 教材費 ④ 外部から講師を招き研修等を行う際の講師謝礼金、教材費及び会場借上料 ※消費税等の間接経費は対象外です。 ※交通費、飲食費、懇親会費等は対象外です。 ※令和7年4月1日から令和8年3月31日までに支払いが行われている必要があります。
補 助 限 度 額	20万円（補助金額が1万円未満のものは対象外となります。）
補 助 率	2分の1
補 助 対 象 期 間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（申請締切：令和8年2月27日必着） ※先着順（申請順）。予算額に達し次第助成は終了します。 ※研修実施や経費の支払いが3月となる場合は事前にご相談ください。
申 請 書 類	① 交付申請書（北区HPからダウンロード可） ② 研修に参加する場合…研修の内容がわかるパンフレット等 外部講師を招いた場合…契約書等の写し及び当日の写真 ③ 会社概要（住所地、設立、資本金、従業員数等が記載されたもの） ④ 直近の法人住民税（個人事業主の場合は特別区民税・都民税）の納付が確認できる納税証明書、又は非課税証明書 ⑤ 補助対象経費の支出明細書及び支払いが確認できる書類（領収書、銀行振込、明細書、ネットバンキング等の写し） ⑥ 返信用封筒（申請者の住所・氏名を記載し切手を貼ったもの） ⇒A4サイズの交付決定通知書を三つ折り一枚お送りします。

お申し込みの流れ



東京都北区産業振興課産業振興係

〒114-8503 北区王子1-11-1 北とぴあ11階
TEL：03-5390-1234 FAX：03-5390-1141

詳しくは北区HPを
ご覧ください⇒

